

神奈川県営水道事業審議会の設置等について

1 神奈川県営水道事業審議会の設置

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例が令和3年12月17日の神奈川県議会で可決され、同年12月24日に公布された。(令和4年3月1日施行)

参考

2 神奈川県営水道懇話会の廃止

神奈川県営水道懇話会は令和4年2月2日をもって廃止します。

令和3年12月24日神奈川県条例第85号

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例

(設置)

第1条 水道事業（神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）第1条に規定する水道事業をいう。以下同じ。）に関する必要な事項を調査審議させるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、水道事業に関する事項につき神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(組織等)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 水道の使用者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから管理者が委嘱する。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員に対しては、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第34号）第2条に規定する報酬の額を基準とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に条例で定めるものを除き」を加える。